

社 長 の た め の お 勉 強

令和 6 年 11 月 1 日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

相続税の重加算税

相続財産を意図的に隠ぺいし脱税しようとして税務署に指摘されると、ペナルティとして重加算税がかかります。重加算税は税務調査により増加した本税（相続税）の 35% になり、最も重い加算税となります。

国税庁が発表したデータでは、令和 4 年度の相続税の税務調査 8,196 件のうち、申告漏れは 7,036 件、重加算税の対象となった件数は 1,043 件となっており、重加算税が課された割合は 14.8%でした。1 件当たりの追徴税額は 816 万円にもなり、前年度より税務調査の件数、追徴税額合計はともに増加（対前事務年度比 129.7%、119.5%）しました。

相続税の重加算税の事例

1. 亡くなった父の預金をこっそり自分名義の口座に移した。
2. タンス預金はバレないだろうと思って相続税の計算にいれない。

相続税の重加算税を徴収されないためには、適切な申告が必要になりますね。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください

HORIGUCHI
Accounting & Tax office